

令和2年度

目標及びその達成に向けた活動計画

前橋市農業委員会

(別紙様式1)

## 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：群馬県

農業委員会名：前橋市農業委員会

### I 農業委員会の状況(令和2年4月1日現在)

#### 1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	6,694
自給的農家数	2,993
販売農家数	3,701
主業農家数	877
準主業農家数	641
副業的農家数	2,183

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	6,201
女性	2,967
40代以下	708

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	550
基本構想水準到達者	6
認定新規就農者	10
農業参入法人	114
集落営農経営	2
特定農業団体	0
集落営農組織	2

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	普通畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	3,830	4,600				8,430
経営耕地面積	3,441	2,928	2,508	185	235	6,369
遊休農地面積	80	225				305
農地台帳面積	3,933	5,368				9,301

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

#### 2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 2年 7月 19日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	24	24
認定農業者	—	14
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	4
40代以下	—	1
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	53	52	16

\*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	8, 430ha	2, 906ha	34.5%
課 題	担い手の高齢化や後継者不足などにより、地域の担い手が減少している。地域の認定農業者や新規就農者を中心に、担い手の確保・育成を図り、農地の集積・集約化を図る必要がある。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

### 2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 3, 006ha (うち新規集積面積 100 ha) 目標設定の考え方:今年度期間満了になる農地の8割が再設定され、担い手の高齢化による法人への集積に加え、桂萱の2集落営農組合が法人化、それによる新規設定を見込んでいる。
活動計画	4月 農地利用最適化推進委員により、農用地利用集積計画明細書の取りまとめ。 5月 農地利用集積計画の策定及び農地利用最適化推進委員会議・臨時総会による審査。 6月 農地利用集積計画(6月1日) 7月～8月 農地利用最適化推進委員により、農地の利用集積に向けた掘り起こし活動及び農用地利用集積計画明細書の取りまとめ。 10月 農地利用集積計画の策定並びに農地利用最適化推進委員会議及び臨時総会により審査。 11月 第2回農地利用集積計画公告(11月1日) 11月 認定農業者等の担い手農業者に貸付等希望農地の情報を提供。 11月～1月 農地利用意向調査の実施。 3月 農地利用意向調査による貸し手・借り手台帳の作成。農業委員・農地利用最適化推進委員による農地利用集積に向けた掘り起こし活動及び市ホームページで貸付等希望農地の情報公開。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

## III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

### 1 現状及び課題

新規参入の状況	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数	元年度新規参入者数
	1 経営体	10 経営体	12 経営体
	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積	元年度新規参入者が取得した農地面積
	2. 5ha	6. 2ha	6. 2ha
課 題	新規参入者の確保は遊休農地の解消や担い手への農地集積率向上に直結する課題である。そのため、アグロ・イノベーション、ぐんま就農相談会、新・農業人フェアに参加し、前橋市の農業を積極的にPRするとともに、関係機関と連携して就農相談を実施し、農業次世代人材投資資金等を活用し、最適な形で就農まで支援する必要がある。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

## 2 令和2年度の目標及び活動計画

参入目標数	6 経営体	参入目標面積	3.0ha
活動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関と協力しながら就農相談を随時実施し、情報共有を図り支援する。</li> <li>・アグロ・イノベーション(10月)、ぐんま就農相談会(1月)、新・農業人フェア(2月)に参加し、前橋市の農業をPRする。</li> </ul>		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

## IV 遊休農地に関する措置

### 1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	8,544ha	305ha	3.57%
課 題	遊休農地の割合が、特に市北部及び東部地区に集中し、多くが傾斜地や狭小農地であり、担い手への集積が困難となっている。 また、農業者の高齢化や労働力不足等、様々な要因により、所有者本人の利用も難しい状況である。		

- ※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入  
 ※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

### 2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 10ha		
	目標設定の考え方:農地等の利用の最適化の推進に関する指針に基づき、解消目標面積を設定している。		
活 動 計 画	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	52人	7月～10月	7月～11月
	調査方法	令和2年度農地集積・集約化対策事業を活用し、農地利用最適化推進委員会が中心となり、目視により調査を実施する。調査結果から荒廃の著しい農地については、非農地判断を行う。また、農地利用状況調査の結果を踏まえ、遊休農地所有者等を対象として、その農地の農業上の利用意向について調査を行う。	
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期
	11月～1月	12月～2月	
その他	JA支所別に地区別遊休農地対策検討会を開催し、遊休農地と地区の担い手とのマッチングを進める。また、遊休農地への看板設置や、貸したい農地の情報を公表し、借り手側へ周知を行う。農地中間管理事業の活用を進め、遊休農地の解消をする。		

- ※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入  
 ※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない  
 ※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

## V 違反転用への適正な対応

### 1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	8,430ha	5.6 ha
課 題	農地所有者による農地法の理解力不足、農地法違反に対する軽視、及び認識が薄いことにより、違反転用の是正指導については、改善までに時間を要してしまう。	

- ※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入  
 ※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

### 2 令和2年度の活動計画

活動計画	農地法に基づく転用手続き及び、農地法違反の罰則等を広報誌等により周知する。また、農地パトロール及び農地利用状況調査により確認された違反転用農地について、特別調査班により現地調査並びに是正指導を順次行い改善していく。
------	---

- ※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入